株主各位

東京都中央区京橋一丁目4番10号 ナノキャリア株式会社 代表取締役社長 秋永 士朗

## 「第27回定時株主総会招集ご通知」の 一部訂正について

当社「第27回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項が発生しましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

株主の皆様には、何卒ご了承くださいますようお願い 申し上げます。

記

- 1. 「定款一部変更 提案の理由」の訂正
  - (1) 訂正箇所

第27回定時株主総会招集ご通知5ページ

第1号議案 定款一部変更の件

- 1.提案の理由(4)
- (2) 訂正内容(訂正箇所は下線で表示しております。) 【訂正前】
  - (4) 上記商号変更に伴う定款変更については、<u>2023</u> 年11月1日を効力発生日とする附則を設けると ともに、効力発生日経過後に当該附則を削除す るものであります。

## 【訂正後】

(4) 上記商号変更に伴う定款変更については、<u>本総</u>会終結の時をもって効力が発生するものといた します。

- 2. 「定款一部変更 変更の内容」の訂正
  - (1) 訂正箇所

第27回定時株主総会招集ご通知12ページ

- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 2.変更の内容 対比表 附則部分
- (2) 訂正内容 (訂正箇所は二重下線\_\_で表示しております。)

## 【訂正前】

現行定款	変更案
附 (略)	附 (略)
(新 設)	【商号変更に関する経過措置】 第1条【商号】の変更は、 2023年11月1日から効力を生ずるものとする。ただし、 2023年10月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとし、本所則は、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。 【本店の所在地に関する経過措置】 第3条【本店の所在地】の変更は、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本所則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

## 【訂正後】

現行定款	変更案
附 (略)	附 則 (略)
(新 設)	【本店の所在地に関する経過措置】 第3条【本店の所在地】の変 更は、2023年12月31日までに 開催される取締役会において 決定される本店移転日をもっ て効力を生じるものとし、本 附則は、本店移転の効力発生 日経過後、これを削除する。